

Daiwa Institute of Research

大和 ボーブ Jains Sear Hou Gray 1

~制度調査部情報~

2005年6月27日 全5頁

所得課税の抜本改革、 改正項目のリスト

制度調査部 齋藤 純

政府税調の個人所得課税に係る論点整理

【要約】

政府税制調査会が、今後、所得税及び個人住民税の改正を行う上での論点をとりまとめた。

子育て支援を目的とする項目のように減税につながる論点も含まれているが、給与所得控除の 縮減や退職金課税の強化など、全般的に課税強化につながる改正項目が多くなっている。

論点整理に掲げられた問題点は、その多くが、2006年度税制改正以降の4~5年程度で改正される可能性が高い(すべての論点が実際の改正にまで至るとは限らない)。

政府税制調査会は、2005 年 6 月 21 日、「個人所得課税に関する論点整理」(以下、論点整理)を発表した。今後の個人所得課税(所得税及び個人住民税)の見直しを行っていく上で、改正すべき点を網羅している。

今回の論点整理は、論点整理の内容や過去の政府税調の資料などから、次のような基本方針に則ってまとめられていることが読み取れる。

個人所得課税の基幹税としての機能回復 経済社会の構造変化

国から地方への税源移譲の実現

具体的な論点として挙げられているのは、主に、次のようなものである。

- ・所得区分の見直し(10種類の所得区分から2減1増)
- ・給与所得控除の見直し(控除縮小の方向)
- ・退職所得課税の強化(就労の形態に中立的な仕組みへの移行など)
- ・子育て支援のための税制の検討(現在の所得控除から税額控除への移行など)
- ・税率構造の見直し(個人住民税の税率フラット化など)
- ・個人住民税の現年課税への移行

政府税調会長が会見でも述べているように、論点整理は、個人所得課税の構造的な問題にメスを入れ、個人所得課税をあるべき姿に近づけることを目的としている。その結果、子育て支援を目的とする改正や課税単位の見直しに言及している点を除いては、そのほとんどが課税強化につながる改正となっている。

もっとも、論点整理に掲げられた改正項目が、次の税制改正ですべて実施に移されるわけではない。 政府税調会長は、論点整理の内容が実現するには、4~5年かかるのではないかとしており、また、 すべての改正項目が実現するとも考えていないといった主旨の発言を行っている。

以下では、論点整理に盛り込まれている主要な論点について、現行制度の内容と見直しの方向性を 図表にまとめている。なお、図表は論点整理に記載されている内容を中心に作成しているが、論点 整理では具体的な見直しの内容が明示されていない部分もあるため、政府税調資料及び政府税調会 長会見録などで補っている。

図表 個人所得課税の現行制度と見直しの方向性

	現行制度	見直しの方向性
所得区分	利子、配当、不動産、事業、 給与、退職、山林、譲渡、 一時、雑の 10 種類の所得 に区分し、課税方法を規 定。	「不動産所得」「一時所得」は、事業所得又は維所得に統合。雑所得の中から公的年金等の収入金額を 1 つの所得区分(年金所得?)として独立。 現在の10の所得区分は、9区分に。
各所得の課税方法	経済社会の構造変化等への対応との観点から、各所得の課税方法の見直し を提言。	
給与所得	原則として、給与所得者の 必要経費を給与収入金額 に応じた一定率で概し し、給与所得控除額として 控除を認めている。 特定支出額¹が給与所得控 除額を超える場合には、超 過額を給与所得控除に上 乗せして控除できる(特定 支出控除)。	現行の給与所得控除は過大であると考えられるため、見直すべき。 給与所得者の経費についても、給与所得控除 という画一的な控除の仕組みを見直し、「実 額」で控除できる選択肢を増やすべき。 「特定支出控除」については、対象範囲を拡 大する方向で検討すべき。
退職所得	勤続年数に応じた退職所 得控除が認められる。退職 所得控除は、勤続年数が 20年以下の場合は1年当 たり40万円、20年超の場 合は同70万円。 退職金等の収入金額から 退職所得控除額を控除し た残額の1/2が課税対象。	雇用形態や就業構造の変化に伴い退職金の 支給実態が多様化していること、現行の負担 軽減措置は勤続年数 20 年を境に控除額が急 増するなど合理的でないこと、長期就労を優 遇する仕組みとなっていることなどから、多 様な就労選択に対し中立的な制度に見直す べき。 退職所得の課税方法の見直しにあたって は、経過措置を設けするなどの工夫が必要。
事業所得	総収入金額から必要経費 を控除した残額が課税対象。 正規の簿記の原則に従い 取引の記録等を行っている納税者については、青色 申告者として一定の優遇 措置を認めている(簡易な 方法による記録も可能)。	家事関連経費の必要経費への混入を防止する制度的担保がなく、不公平感を醸成させている。 事業所得に係る必要経費の控除は、適正な記帳を前提とした「実額」によることを基本とし、適正な記帳に基づいていない場合には一定の概算控除のみを認めることとする仕組みの検討が必要。

¹ 特定支出額には、次の支出が該当する(給与等の支払者により補填される部分で、かつ、所得税が課されない部分を除く)。

一般の通勤者につき通常必要と認められる通勤のための支出

転任に伴う転居のために通常必要と認められる支出のうち一定のもの

職務遂行に直接必要な技術・知識を習得するための研修のための支出

職務遂行に直接必要な資格を取得するための支出

転任に伴い生計を一にする配偶者等と別居することとなった場合に必要となる、勤務地等と自宅との間の移動 に係る旅費のうち一定のもの

		現行制度	見直しの方向性
	譲渡所得	株式等や土地等の譲渡所 得は申告分離課税。 その他の資産については 総合課税(50 万円の特別 控除あり)。総合課税とさ れる譲渡所得のうち長期 譲渡所得は、課税対象を 1/2 に軽減。	既に分離課税とされている株式や土地等のように、他の資産の譲渡益についても分離課税に移行することを検討すべき。
	不動産所得	総収入金額から必要経費 を控除した残額が課税対 象。	「不動産所得を生ずべき事業」と「事業以外の業務」とに区分し、前者は事業所得、後者は雑所得と同様に扱うこととし、不動産所得を廃止することを検討すべき。
	一時所得	総収入金額から、収入を得るために支出した金額、特別控除額50万円を控除した残額の1/2が課税対象。一時所得には次のものが該当。・懸賞の賞金品・馬券等の払戻金・生命保険契約等に基づく一時金等・法人からの贈与により取得する金品 など	一時所得の雑所得への統合を検討すべき。一時所得と雑所得は納税者にとって経常的な所得(主たる所得)ではないという点では同じ。現在は、所得を得るための対価性の有無により一時所得か雑所得かを区分しているが、こうした区分方法は合理性がないため。
	雑所得	維所得の例 ・公的年金等の収入金額 ・利付債の償還差益 ・外貨預金の為替差益 ・原稿料、講演料 など 原則として、総収入金額から必要経費を控除した。 ・必要経費を控除した。 ・公部では、収入金額が ・公部では、収入金額が ・公部では、収入金額が ・公的年金等控除対象。 ・公的年金等控除対象。	維所得とされている公的年金等による収入は、他の雑所得とは計算方式が異なることに加え、年々金額が大きくなっている。従って、公的年金等による収入については、独立の所得区分を設けるべき。公的年金等控除については、給与所得控除の見直しも踏まえ、引き続き見直しが必要。外貨預金の為替差益は総合課税、先物取引に係る所得や割引債の償還差益などは分離課税とされるなど、課税方式が異なっているが、これらの所得は性格的には金融所得に類似しており、分離課税に一本化する方向で検討すべき。
定率減税		所得税額の 20%、個人住 民税の 15%を税額控除。 2006年(度)分以降、半減。	2006 年度改正で全廃すべき。
金融所得課税の一 体化		金融商品ごと、収益の種類 ごとに異なる課税方法を 適用。 2003・2004 年度税制改正 で、配当及び株式投資信託 の課税方法の見直しを実 施。	金融所得間での課税方式の均衡化、損益通算 範囲の拡大など、金融所得課税をより簡素で 中立的な仕組みにする必要。 配当二重課税の調整措置(配当控除)につい て、改めて議論を整理する必要。 損益通算を希望する納税者を対象とした金 融番号制度の導入は不可欠。

	現行制度	見直しの方向性
世帯構成と税負担のあり方	上 人的控除(配偶者控除や扶養控除)については、対象となる政策課題の根本にまで遡った見直しが必要。	
配偶者の位置付け	生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者がいる場合には配偶者控除(38万円)が認められる。 生計を一にする合計所得金額が76万円未満の配偶者がいる場合には配偶者特別控除(最大38万円)が認められる。	次のような点を考慮して、配偶者に係る人的 控除(配偶者控除・配偶者特別控除)のあり方 について見直しが必要。 ・夫婦のあり方や家事労働の経済的価値 ・女性の就労増加と税制の中立性 ・一定所得以下の配偶者がいる夫婦における 二重控除(配偶者控除及び配偶者自身が受 ける基礎控除)の問題 配偶者を含めた課税単位の問題として、2分 2乗方式 ² の採用を検討すべき。
子育て支援	生計を一にする合計所得 金額が38万円以下の親族 等(配偶者を除く)がいる 場合には扶養控除(38万) が認められる(年齢制限な し)。 扶養親族が年齢16歳以上 23歳未満である場合には 特定扶養控除(63万円)が 認められる。	税制面でも少子化対策にどのように応えていくかは重要であり、現行の所得控除方式のほかに、税額控除方式によることも考えられる。 扶養控除の対象者に係る年齢制限の導入を検討すべき。 子育て対策を踏まえた課税単位の問題として、N分N乗方式 ³ の採用を検討すべき。 特定扶養控除については、縮小する方向で見直しが必要。
税率構造の見直し	は 国から地方への税源移譲⁴に伴い、所得税及び個人住民税の税率の見直 必要となる。 税源移譲にあたっては、個々の納税者の所得税・個人住民税を通じた 担の変動を、極力抑制する。	
所得税	10%、20、30、37%の 4段階。	5%の税率区分を設ける。 最高税率は、個人住民税と合わせて 50%と いう現行の水準は妥当。 税率ブラケットの適用範囲も議論が必要で あり、現行の最低税率ブラケット(10%)の適 用範囲については縮小が必要。
個人住民税	市町村民税は、3、8、10% の3段階。 道府県民税は、2、3%の2 段階。	税率のフラット化が基本。 税率は 10%を想定。

² 夫婦の所得を合算し、合算した所得金額を2分した上で税率を乗じる。算出された税額に2を乗じた額が、世帯で納めるべき税額となる。所得が平準化されるとともに、夫婦それぞれが基礎控除の適用を受けられることになる。

³ 世帯全体の所得を合算し、合算した所得金額を世帯の構成人数に応じた除数(N)で除した金額に税率を乗じる。算出された金額にNを乗じた金額が、世帯で納めるべき税額となる。所得が平準化されることなどにより、子供が多い世帯ほど負担軽減につながる。

⁴ 国から地方への税源移譲については、「三位一体の改革について」(2004年11月26日、政府・与党合意)、「平成17年度予算編成の基本方針」(2004年12月3日、閣議決定)、「平成17年度税制改正大綱」(2004年12月15日、与党税制協議会)などにおいて、所得税から個人住民税への移譲により、概ね3兆円規模の税源移譲を2006年度までに行うこととされている。

		現行制度	見直しの方向性
個人住民税		個人住民税の応益性をより明確化	
	所得割	基本的に、所得税と同様の課税方法。	人的控除をはじめとする各種所得控除については、所得税とは独立して整理合理化を図るべき。 生命保険料控除及び損害保険料控除などの政策誘導的色彩の強い控除は、個人住民税においては速やかに廃止すべき。
	均等割	市町村民税 3,000 円、道府 県民税 1,000 円。	税率の引上げを図る必要がある。
	課税対象と なる所得金 額	所得割は、前年の所得金額 に対し課税。	納税者の事務負担に留意しつつ、現年課税へ の移行の可能性を検討すべき。
納税	環境の整備		
	納税者番号制度	金融所得の課税方式に関連して検討されているのみ。	金融所得課税そのもののために納税者番号制度を導入する必要性は大きくないが、金融所得について損益通算を希望する者の選択による金融番号の導入は不可欠。事業所得を対象とする納税者番号制度を導入したとしても、その効果には一定の限界があるため、官民を通じたコスト・ベネフィットにも留意して検討すべき。納税者番号制度を税務目的のみと考えるのか、行政全般に利用するのかを整理しておく必要がある。
	記帳義務	青色申告者については、原 則として、正規の簿記の原 則に従い取引の記録等を 行っている。	申告納税制度の本旨に則して、記帳義務の見 直しを行うべき。
	給与に係る 源泉徴収・年 末調整	給与の支払者が、給与の支 払時に源泉徴収を行って いる。また、年の最後の給 与支払時に、税金の過不足 を調整している(年末調 整)。このため、一般の給 与所得者は、一定の場合を 除き、確定申告は不要となっている。	給与所得控除の見直しにより、特定支出控除 の範囲が拡大すれば、給与所得者が自ら確定 申告を行う機会の増加が見込まれる。その 際、確定申告を行うことにより還付を受けら れる仕組みとすることも検討すべき。
	公示制度(いわゆる長者番付)	所得税法第 233 条に基づき、税務署長は、所得税の額が 1,000 万円超の納税者の氏名、住所及び所得税額を公示しなければならないとされている。	いわゆる長者番付の公表は、第三者の監視に よる牽制的効果という所期の目的から外れ た利用がなされていることなどもあり、廃止 を検討すべき。